

国 住 昇 第 4 号
平成 24 年 7 月 6 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

コースターの拘束装置に係る安全対策について

平素より建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

平成 24 年 6 月 17 日に発生した、群馬県内遊園地コースター転落事故を踏まえた事故再発防止対策について、平成 24 年 7 月 6 日に社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会から意見具申がなされたところです。同意見においては、当面の対策として、事故機と同様な構造を有するシートベルトについて改善策及び事故機と同様に横方向に強い加速度がかかるコースターにおける安全対策の必要性が指摘されたところです（社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会意見具申（以下「部会意見」という。）は別添参照（略））。

つきましては、コースターの客席に設けるシートベルト、安全バー等の安全装置（以下「拘束装置」という。）に係る安全対策について、下記により適切に対処されるようお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

記

1. 対象となる遊戯施設

平成 12 年建設省告示第 1419 号の別表 1 (二)に該当する遊戯施設であって、次の①又は②のいずれかに該当するものとする。

- ① 事故機と同様に、シートベルトの余りの部分を持ち上げるだけでシートベルトがゆるむ構造のバックル（一人用のシートベルトのバックルを含む。）を有する遊戯施設
 - * 拘束装置調査（以下「コースターの拘束装置に関する調査について」（平成 24 年 6 月 26 日付け事務連絡）による調査をいう。）で事故機と同様であると判断できるもの
- ② 拘束装置調査で横方向の加速度が 0.3G 以上（又は不明）とされているものであって、座席安全装置が手すり等以外は、複数人数用のシートベルト又は身体に密着して拘束できない安全バーのみの遊戯施設
 - * 縦方向に二人で乗車するもの（横方向には一人乗りであるもの）は該当しないものとする
 - * 拘束装置調査において横方向の最大加速度が 0.3G 以上とされてい

るものであってもカントにより緩和され実際には0.3G以上の加速度がかかっていないものがある可能性があることから、実測・計算の精度によりその旨が明らかになったものについては、当該見直された加速度の数値も含め、その旨様式1④に記載することにより2の②に係る安全対策の報告は不要とする。

2. コースターの拘束装置に係る安全対策に関する指導等

対象となる遊戯施設の所有者等に対し、次の事項を指導すること

- ① 1の①の遊戯施設について、次のいずれかの措置を講ずることを指導すること
 - (ア) バックル以外の部分を触ることにより、ゆるんだり、はずれたりしないバックルに交換すること
 - (イ) ベルト通しをバックルに近接した場所に固定して設け、ベルトの余りを持ち上げてもゆるまないように措置すること
- ② 1の②の遊戯施設について、次のいずれかの措置を講ずることを指導すること

ただし、この対応が部品の調達等の関係で速やかに実施できない場合、当該対応を行うまでの間の当面の対応としての運行管理における安全対策として、必要な人員を配置した上で二人乗車とする（床に足が届かない小さな子供が含まれる場合は大人が同伴し、かつ大人を回転の外側に座らせる）等の運行管理面における安全対策を実施すること

 - (ア) 座席間の有効な横すべり止めを設けるなどにより横に滑らない構造とする等の安全対策を実施すること
 - (イ) 一人用のシートベルト又は安全バーに改修すること

3. 報告

(1) 所有者等からの報告

特定行政庁は、1の遊戯施設の所有者等に対し、コースターの拘束装置に係る2の安全対策の実施を指導した上で、様式1（略）により報告させることとし、報告時点までには、2の①及び②の両方の対策を実施するように指導すること。

(2) 国土交通省への報告

都道府県におかれては、管内の特定行政庁への（1）の報告状況を取りまとめ、平成24年7月20日（金）までに、様式1（略）により当職まで報告すること。

国 住 昇 第 5 号
平成 24 年 7 月 6 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

遊戯施設の安全な運行の確保について

平素より建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

平成 24 年 6 月 17 日に発生した、群馬県内遊園地コースター転落事故を踏まえた事故再発防止対策については、平成 24 年 7 月 6 日付け国住昇第 4 号（以下「安全対策通知」という。）により、適切に対処されるようお願いしているところですが、安全対策通知により安全対策を講ずる必要がある遊戯施設以外の遊戯施設にあっても、平成 24 年 7 月 6 日に社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会からなされた「群馬県内遊園地コースター転落事故を踏まえた事故再発防止対策について（意見具申）」（以下「部会意見」という。別添参照（略））により、「事故機と同様の構造のものに関わらず、シートベルトを含めた安全装置についても、この提言を参考にするとともに、劣化及び損傷の状況を適切に点検し安全を確保することが必要である。」とされているところです。

また、6 月 17 日には山形県内の遊園地で、6 月 27 日には北海道内の遊園地で、ウォーターシュート及びコースターの追突事故が発生していますが、いずれも、現在調査中ではありますが、追突防止装置に異常が生じていた可能性があります。

つきましては、遊戯施設の安全な運行の確保について、全般的な安全点検の徹底を図るとともに、特に下記により適切に対処されるようお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

記

1. 対象となる遊戯施設

建築基準法施行令第 138 条第 2 項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設
（安全対策通知の対象となる遊戯施設を含みます。）

2. 遊戯施設の安全な運行の確保に関する指導

(1) 所有者等への指導等

特定行政庁は、下記①から③について、7月中旬までを目途にあらためて点検を行い、遊戯施設の安全な運行を図るよう、1の遊戯施設の所有者等に対して指導するとともに、点検結果を様式1（略）により報告させること。なお、報告時点において休止中であり、かつ9月以降も引き続き、休止中であることが見込まれる遊戯施設については、その旨報告させること。

①シートベルト及び身体保持装置について、バックルがゆるんだり、はずれやすい構造のものがないか、横方向に強い加速度がかかる遊戯施設において複数人数用のシートベルト等を使用し、乗客が横に滑るおそれがないかなど、部会意見を踏まえ、同様の課題がないか自主的に点検すること。

②シートベルト及び身体保持装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況を調査し異常のないことを確認すること

③追突防止装置のセンサー等の作動の状況に異常のないことを確認すること

(2) 国土交通省への報告

都道府県におかれては、管内の特定行政庁への（1）の報告状況を取りまとめ、平成24年7月20日（金）までに、様式1（略）により当職まで報告すること。